


<http://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索



発行所

農林水産省 名古屋植物防疫所

〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12

名古屋港湾合同庁舎内 TEL 052-651-0112

ISSN 2186-1625 無断転載禁止

輸入植物検疫制度の見直しについて (第4次改正) — 第4編 —

国際ルールへの調和を図りつつ、病害虫のリスクに応じた輸入植物検疫制度を構築するため、輸入植物検疫に関する規則の見直しが行われています。平成28年5月24日に公布された植物防疫法施行規則（以下「規則」という。昭和25年農林省令第73号）の改正（以下「第4次改正」という。）については、平成29年5月24日に規則別表1の2が施行され、一連の改正内容がすべて実施されました。今回は、この改正に関してこれまでに植物防疫所に寄せられたご質問の中から多かったものを紹介します。

なお、下のサイトにある「植物検疫制度の見直し」に関するご質問（FAQ）も併せて参考にしてください。

(http://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/faq_import.html)

（質問1） メキシコから他の地域を経由しないで発送されるブドウやライムの生果実は、規則別表2の2の付表によりミナミアメリカミバエの規制対象から除外されています。メキシコ産生果実の輸入ルートには米国などの海空港を経由するケースがありますが、この場合は輸入できないのでしょうか。

（回答） どちらの生果実とも、米国を含む他の

地域を経由しては輸入できません。ただし、メキシコから日本向けに発送されたものが、経由国（米国など）で一時的に積み替えが行われた場合については、他の地域を経由しないものと取り扱いますので、輸入できます。

なお、メキシコのチアパス州の一部地域には、輸入禁止対象害虫であるチチュウカイミバエが発生しているため、チアパス州内で生産されたチチュウカイミバエの寄主植物（ブドウやライムの生果実を含む）については、メキシコ政府は植物検疫証明書（以下「検査証明書」という。）を発給しないことになっています。このためチアパス州産のブドウやライムの生果実は輸入することができません。（参照：<http://www.maff.go.jp/pps/j/business/import/faq/index.html#Q121>）

（質問2） メキシコ産ブドウやライムの生果実に添付する検査証明書に追記は必要ですか。

（回答） メキシコのチアパス州以外で生産された旨の追記が必要となります。

（質問3） 規則別表1の2又は別表2の2の対象となる複数の植物が1枚の検査証明書に記載される場合、どのように追記すればよいですか。

（回答） 植物ごとに追記する必要があります。

例えば、ベトナム産のオクラ苗（規則別表1の2の1項ミカンクロトゲコナジラミ、7項バナナネモグリセンチュウ）及びナス苗（規則別表1の2の7項バナナネモグリセンチュウ、8項 *Meloidogyne enterolobii*）の場合、以下のよう
に追記する方法があります。

Okura: Fulfills items 1 and 7 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAFF Ordinance No73/1950)

Eggplant: Fulfills items 7 and 8 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAFF Ordinance No73/1950)

（質問4）既に条件付きで輸入が解禁されている植物に対して第4次改正により規則別表2の2の追記が求められるようになった場合の検査証明書の追記欄の取扱いはどうなりますか。

（回答）これまでの条件付き輸入解禁植物に係る追記に加え、規則別表2の2に係る追記も必要となります。

（質問5）第4次改正で規則別表2の2に追加された植物を凍結した場合、生の植物と同じように追記が必要ですか。

（回答）－17.8℃以下で凍結した植物の場合、規則別表2の2の追記は不要です。

（質問6）チチュウカイミバエの寄主植物からほとんどのウリ科の植物が除かれましたが、寄主植物として残ったウリ科植物は何ですか。

（回答）*Cucumis dipsaceus*、*Coccinia microphylla*、*Corallocarpus ellipticus*及び*Momordica charantia*（ニガウリ）が挙げられます。

なお、今回の第4次改正で見直された地域及び植物も含め、規則別表1の2（栽培地検査要求植物）、別表2（輸入禁止対象植物）及び別表2の2（検疫措置要求植物）の対象となるかどうかについては、植物防疫所のホームページ内の「輸入条件に関するデータベース」で調べることができます。

(<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>)

「輸入条件に関するデータベース」の検索画面

データベースをご利用の際は、ページ下の「注意事項」をお読み下さい。

※当ページはJavaScriptを使用しています。ブラウザのJavaScript機能を有効にしてご利用ください。

輸入条件の検索・検索条件の指定

輸入元国、輸入植物の少なくとも一方を指定し、[検索を実行]ボタンをクリックしてください。

輸入元国の指定(省略可) 条件をクリア

1 州を選択してください。
▼

2 国または地域を選択してください。
▼

輸入植物の指定(省略可) 条件をクリア

1 植物名(学名も可)を入力してください。
▼

2 部位を指定してください。
▼

検索を実行

注意事項

輸出促進への取組状況

～青果物の輸出検査への対応～

1. はじめに

平成25年8月に政府がとりまとめた「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」で、青果物ではリンゴ、柑橘類、イチゴ、ナシ、モモ、ナガイモ、サツマイモが輸出重点品目に指定されています。これらを含む青果物の輸出目標額は平成32年に250億円でしたが、これまでの輸出が当初の予測を大幅に上回る増加となったため、4年前倒しで達成されています（図1）。

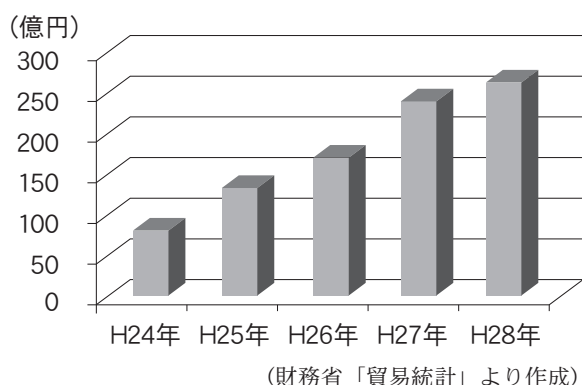


図1 青果物（乾燥を含む）の輸出額の推移

2. 青果物輸出検査の概要

主な輸出品目は、果実ではリンゴ、ブドウ、モモで検査件数の70%を占めています。野菜ではシソ、イチゴ、ネギ、サツマイモ、メロンが検査件数の36%を占めています。輸出先は台湾、タイが中心です。

青果物は鮮度が重要であるため、空港近隣の青果市場や生産地の選果こん包施設など集荷地で輸出検査をしてほしいとの要望が増えています。植物防疫所では、これらの要望にできるだけ応えるよう努めています。

3. 輸出検査の状況

主要輸出品目やその他トピックについて、各植物防疫所の輸出検査状況を紹介します。なお、文中の件数は平成28年植物検疫統計によるものです。

(1) リンゴ

総件数3,315件の93%が青森県産です。産地に近い横浜植物防疫所塩釜支所弘前出張所から、県内の選果施設や集荷場に出張し、主に台湾向けの貨物の集荷地検査を行っています。シーズン中は横浜植物防疫所管内の各所からの応援を得て、毎日3～4班体制で対応しています。

(2) ブドウ・モモ・イチゴ

ブドウの総件数3,245件の87%を長野県、山梨県、岡山県産が、モモの総件数1,140件の79%を長野県、山梨県、和歌山県産が、イチゴの総件数2,420件の56%を福岡県を始めとした九州各県産が占めています。これらの果実は表面が軟らかで傷みやすく、輸送時間を短くするため、ブドウ・モモは関西空港から、イチゴは主に福岡空港から輸出されています。また、午前中の航空機に積載されることから、早朝に検査対応を行っています。

(3) メロン

総件数1,032件の66%が北海道及び静岡県産です。北海道産は主に新千歳空港から、静岡県産は成田空港や関西空港から輸出されています。

4. おわりに

農林水産省は、平成29年度から産地に対する輸出先国の検疫条件や残留農薬基準にあった技術的なサポート体制を整備するための事業を実施しています（委託先：一般社団法人全国植物検疫協会）。同事業では、相談窓口を設置し、輸出に取り組もうとする産地や販売事業者の要望に応じて、植物検疫、病虫害防除、

栽培管理、農薬の残留などの課題を解決するため、各分野の専門家を派遣し、技術的なサポートを実施しています（サポート事務局電話番号：070(1187)1520）。

植物防疫所は引き続き輸出先国の検疫情報の入手・提供に努めるとともに、サポート事務局とも連携し、適切かつ円滑な輸出検疫の実施により輸出促進に努めてまいります。

平成28年植物検疫統計公表のお知らせ

植物防疫所では、昨年1年間（1～12月）に輸出入植物検疫を受けた数量及び件数などを取りまとめ、平成28年植物検疫統計を7月31日に公表しました。内容は、植物防疫所ホームページ内の「植物検疫統計」で確認できます。（<http://www.maff.go.jp/pps/j/tokei/index.html>）

平成28年植物検疫統計（貨物実績のみ）の概要は以下のとおりです。

■輸入（貨物）

輸入検査の総件数は65万件（前年比2万件増）で、輸入検査数量は切花、生果実、野菜、

油料・肥飼料、木材、その他 バイオテクノロジーで増加、栽植用種子、まめ類が減少し、これ以外の品目については前年並となっています（表1）。

■輸出（貨物）

輸出検査の総件数は7万8千件（前年比1万6千件増）で年々増加の傾向です。輸出検査数量は栽植用植物、栽植用種子、切花、野菜及び嗜好・香辛・葉染料が増加した一方で、栽植用球根、生果実、こく類、まめ類、油料・肥飼料及び木材については減少となっています（表2）。

表1 輸入貨物検査数量の推移

品目	数量 単位	2014(平成26)年		2015(平成27)年		2016(平成28)年		平成28年前年比較(%)	
		検査件数	検査数量	検査件数	検査数量	検査件数	検査数量	検査件数	検査数量
栽植用植物(苗・穂木類)	個	211,084	420,534,495	202,936	455,006,895	207,136	450,933,026	102.1%	99.1%
栽植用球根類	個	32,035	417,088,030	31,867	433,486,846	32,267	433,741,918	101.3%	100.1%
栽植用種子	kg	30,566	21,197,662	26,814	23,660,645	33,884	21,645,757	126.4%	91.5%
切花	個	101,074	2,112,980,038	100,959	2,073,155,979	109,704	2,106,709,940	108.7%	101.6%
生果実	kg	49,766	1,580,660,474	47,262	1,580,992,463	53,216	1,618,122,639	112.6%	102.3%
野菜	kg	97,739	969,050,855	93,684	909,566,543	96,652	943,485,789	103.2%	103.7%
こく類	kg	15,608	24,671,500,206	15,663	23,545,027,481	15,501	23,716,243,052	99.0%	100.7%
まめ類	kg	13,774	3,203,662,682	14,910	3,523,470,365	13,865	3,429,729,350	93.0%	97.3%
嗜好・香辛・葉染料	kg	32,480	667,456,008	34,033	703,480,229	33,882	706,241,526	99.6%	100.4%
油料・肥飼料	kg	48,404	8,316,424,252	46,468	8,480,573,897	46,581	8,773,982,401	100.2%	103.5%
木材	m3	3,156	4,205,988	2,887	3,434,369	2,767	3,685,734	95.8%	107.3%
その他 バイオテクノロジー	本	2,455	210,071	3,830	272,579	4,678	351,250	122.1%	128.9%
合計	個	344,193	2,950,602,563	335,762	2,961,649,720	349,107	2,991,384,884	104.0%	101.0%
	kg	288,337	39,429,952,139	278,834	38,766,771,623	293,581	39,209,450,514	105.3%	101.1%
	m3	3,156	4,205,988	2,887	3,434,369	2,767	3,685,734	95.8%	107.3%
	本	2,455	210,071	3,830	272,579	4,678	351,250	122.1%	128.9%

表2 輸出貨物検査数量の推移

品目	数量 単位	2014(平成26)年		2015(平成27)年		2016(平成28)年		平成28年前年比較(%)	
		検査件数	検査数量	検査件数	検査数量	検査件数	検査数量	検査件数	検査数量
栽植用植物(苗・穂木類)	個	8,224	8,496,892	9,278	9,472,768	9,598	9,730,873	103.4%	102.7%
栽植用球根類	個	433	691,381	167	591,622	169	555,555	101.2%	93.9%
栽植用種子	kg	12,058	2,300,309	13,059	2,245,054	14,036	2,369,904	107.5%	105.6%
切花	個	1,653	423,492	2,848	753,431	4,421	1,007,862	155.2%	133.8%
生果実	kg	7,978	23,176,857	9,621	31,043,155	10,550	29,145,795	109.7%	93.9%
野菜	kg	10,125	6,861,711	13,707	18,662,716	22,269	27,220,801	162.5%	145.9%
こく類	kg	1,693	92,450,593	1,598	169,999,026	2,093	121,256,918	131.0%	71.3%
まめ類	kg	110	1,027,038	160	769,008	129	635,944	80.6%	82.7%
嗜好・香辛・薬染料	kg	2,241	5,330,030	3,364	4,821,984	4,279	7,432,021	127.2%	154.1%
油料・肥飼料	kg	2,608	32,068,867	3,344	89,301,251	5,595	71,147,559	167.3%	79.7%
木材	m3	2,491	571,118	2,521	1,033,994	2,747	680,753	109.0%	65.8%
その他※	—	1,883	—	1,970	—	1,730	—	87.8%	—
合計(その他を除く)	個	10,310	9,611,765	12,293	10,817,821	14,188	11,294,290	115.4%	104.4%
	kg	36,813	163,215,405	44,853	316,842,194	58,951	259,208,942	131.4%	81.8%
	m3	2,491	571,118	2,521	1,033,994	2,747	680,753	109.0%	65.8%

※ 品目のその他は数量単位が複数のため、検査件数のみとした。

JICA研修「ミバエ類温度処理殺虫技術」コース 30周年を迎えて

那覇植物防疫事務所では毎年、開発途上国の植物検疫技術者を対象に、JICA（（独）国際協力機構）の課題別研修「ミバエ類温度処理殺虫技術」コースを実施しています。

この研修は昭和63（1988）年に「植物検疫（ミバエ類殺虫技術）」コースとして開設され、コース名や研修内容の変更を経て、今年度で30周年を迎えました。受け入れた研修員は合計41カ国から157名で、今年もインドネシア、マレーシア、ミャンマー、タイの4カ国から6名の研修員が5月10日から4ヶ月間の研修に参加しています。

研修員の母国では、農産物に大きな被害を及ぼすウリミバエやミカンコミバエ種群、チチュウカイミバエなどのミバエが発生しています。日本を含むこれらのミバエの非発生国の多くは、自国にミバエが侵入しないよう、発生国からの寄主果実の持ち込みを禁止しています。一方、発生国においてこれらミバエを殺虫する検疫処理技術が確立され、その有

効性を輸入国が認めた場合、検疫処理を行った果実の輸入が解禁されます。那覇植物防疫事務所は、かつて沖縄にミカンコミバエやウリミバエが発生していた時代に、検疫処理技術を開発し、県外への青果物の移動解禁を成し遂げました。この経験を活かし、開発途上国の研修員に対して検疫処理を開発するための技術移転を行っています。

研修員は、マンゴーやオレンジに寄生したミバエの卵・幼虫を用いて、蒸熱処理、温湯処理、低温処理での殺虫技術を習得するほか、ミバエの同定・飼育の方法、処理装置の構造や操作方法、果実の品質保持についても講義・実習を通じて学びます。加えて、日本の病害虫の防除やその研究施設、農産物の流通システム、植物検疫関連施設も見学します。

これまでに帰国した研修修了者らがミバエを殺虫する検疫処理技術を開発したことにより、タイのマンゴー、マンゴスチン、ポメロ、ベトナムのドラゴンフルーツ、マンゴー、パ

キスタン、ブラジル及びペルーのマンゴーなどが日本への輸入が解禁され、店頭に並ぶようになりました。また、タイやベトナムでは、日本以外の韓国や台湾、ニュージーランドなどへの輸出も成功させています。このように、研修修了者が確立した検疫処理技術は、複数の国で認められており、今後も成果の拡大が期待されます。

また、研修修了者らは、各国の検疫処理の専門家として国際会議などにおいても活躍しています。平成26（2014）年に国際植物防疫条約（IPPC）事務局主催により沖縄県で開催されたミカンコミバエ種群植物検疫処理専門家会議にも研修修了者らが参加し、検疫処理に関する今後の課題について議論しました。

この研修を通じて、開発途上国が開発する検疫処理技術の安全性を向上させると共に、今後も、農林水産省が行う国際協力の一環として、開発途上国の発展につながるよう研修を継続していく予定です。



平成29（2017）年の受け入れ研修員

政府広報オンラインでの 植物検疫制度の周知について

内閣府政府広報室は夏休みシーズン前に海外旅行者などへの注意喚起をテーマとした政府広報番組2本を関係府省と連携して制作し、この7月に政府広報オンラインで公開しました。

政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン」では、出発、旅先、帰国の各シーンにおける関係制度上の注意点などについて、関係府省の職員が解説しています。動植物検疫制度については羽田空港において現地取材が行われ、植物防疫所と動物検疫所の職員が出演し、空港での受検手続きや日本に持ち込めない農畜産物の代表例などを説明しています。

また、ラジオ番組「秋元才加のWeekly Japan!!」では、消費・安全局植物防疫課長、

動物衛生課長が出演し、動植物検疫制度の意義・目的、出発前の情報収集の必要性、動植物検疫探知犬の活動、各空港の輸出検疫カウンターの利用促進などを説明しています。

両番組とも「政府広報オンライン」の各コンテンツで常時視聴できます。

○「政府広報オンライン」URL
<http://www.gov-online.go.jp/index.html>

○「政府インターネットテレビ」URL
<http://nettv.gov-online.go.jp/index.html>

○ラジオ「秋元才加のWeekly Japan!!」URL
http://www.gov-online.go.jp/pr/media/radio/w_japan/index.html

インターンシップの実施について

植物防疫所では、平成19年度からインターンシップ（就業体験実習）を実施しており、植物検疫業務の就業体験を希望する学生を受け入れています。本実習は、植物検疫及び農林水産行政に対する理解を深めることを目的とし、対象者は、植物検疫という仕事に大きな関心・興味がある大学（短期大学を含む）、大学院の学生のうち、学生が所属する大学から推薦された学生を対象としています。

今年度のインターンシップの募集は、5月に植物防疫所ホームページ上で案内を行い、応募の中から33名を受け入れることとなりました。

名古屋植物防疫所の就業体験では、植物検疫制度の説明を行った後、名古屋港での輸出入植物の検査、業務システム（NACCS）による検査結果の通知、検査証明書の作成、病害虫の同定・標本作製、中部国際空港での携帯品、郵便物及び航空貨物の検査などの体験実習を行い、植物検疫全体について理解できるよう、なるべく幅広く業務を体験していただくこととしています。

また、実習の最終日には、実習生と実習指導員を交え意見交換会を行います。

この制度は、実習を体験された学生のみなさ

んにとっては、将来の職業選択について、実践的に考える機会となっているほか、受入側の植物防疫所としても、体験された学生を通じて、植物検疫をPRできる場と考えております。

募集人数については、受入側の体制もあり制限がありますが、来年度も植物防疫所ホームページ上で募集する予定ですので、植物検疫業務に関心と興味のある学生の皆様からの申し込みをお待ちしています。



輸入ラン苗検査見学

『関空旅博2017』での植物検疫広報活動

平成29年5月27日、28日の両日に開催された「関空旅博2017」には今年も4万人以上の来場者がありました。植物防疫所としても広報の絶好の機会と捉えて、毎年イベントに出展しています。

専用ブースでは、ポスターやリーフレットなどの設置、大型害虫模型や果実レプリカの展示を行い、チラシを折り込んだポケットティッシュを来場者へ配布しながら植物検疫制度の説明を行いました。

今年は初めての試みとして、動物検疫所と合同でサブステージに出演し、「動植物検疫制度を知っていただき、楽しい旅行にさせていただくために」と題し、大勢の来場者を前に広報活動を行ったところ、反響が良く、終了後には「詳しく話を聞かせて欲しい」とブースを訪ねてくる方もいらっしゃいました。

今年はブース面積が昨年までよりもせまくなり、展示物が制限されましたが、大型害虫模型（ミ

カンコミバエ、アリモドキゾウムシなど）が大好評で多くの来場があり、「ハワイからのプルメリア苗は輸入できるか」といった輸入植物検疫制度の見直しに関連した質問も寄せられ、改めて植物検疫に対する関心の高さを感じました。

今後も、より一層充実した情報をわかりやすく提供し、広く植物検疫を知っていただけるよう、広報活動の強化に努めて参ります。



サブステージでの説明の様子

移動制限植物などに関する制度周知のための巡回広報

植物防疫法に基づく植物などの国内移動の禁止又は制限に関する制度については、年3回実施する広報強化週間に加え、各所が趣向を凝らした広報活動を実施しています。

名瀬支所は、管轄区域全体が国内移動の規制対象地域に該当し、奄美大島ほか7離島において、毎年、巡回広報を実施しています。

巡回広報では、島民や観光客が利用する商店、郵便局、宅配取扱店、宿泊施設、小・中・高等学校、公共施設（集会所）、園芸店、スクラップ取扱業者の皆様などを訪問し、ポスター掲示、リーフレットの設置や移動規制植物などの説明、島外（未発生地）にサツマイモなどが持ち出されることがないように顧客への注意喚起などをお願いしています。

また、各島を巡回する際に利用する海空港で本土など未発生地向けに出発する乗客に対し、植物検疫への協力を呼びかけながらリーフレットやチラシを折り込んだポケットティッシュの

配布を行うほか、青果用馬鈴しょ生産が盛んな徳之島及び沖永良部島では、種馬鈴しょの適正な使用を求める広報も併せて実施しています。

昨年は、8月下旬から11月中旬に延べ29日58人の職員が12市町村865か所を巡回訪問し、ポスター879枚、リーフレットなどの広報物5,661枚を配布しました。今年も例年どおり巡回広報を実施する予定です。

**i 最新情報**

植物防疫所のホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

平成29年8月10日現在

法令改正関係情報

- 植物防疫法施行規則の一部が改正されました(平成29年7月31日)
改正内容は、福井港の指定港への追加です
- 「種馬鈴しょ検疫実施要領」が一部改正されました(平成29年6月16日)
改正内容は、北海道において新たにシストセンチュウの発生が確認されたことに伴うシストセンチュウ発生地域を定めた表の一部更新です
- 「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」が改正されました(平成29年6月8日)
改正内容は、輸入禁止品のグループの区分及び指定微生物株保存機関の機関名の一部変更です
- 「植物防疫法施行規則」(昭和25年農林省令第73号)の別表1の2が改正されました(平成29年5月24日)
- 「アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則」の一部が改正されました(平成29年5月12日)
改正内容は、こん包を束ねたこん包全体を通気性フィルムで覆うことを認める等の変更です

植物検疫関係情報

- (輸出)「インド向け茶(製茶)の持出しについて」を掲載しました(平成29年8月10日)
- 情報誌「植物防疫所病害虫情報No.112」を掲載しました(平成29年8月4日)
- (輸出)台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成29年産りんご・なし)を掲載しました(平成29年8月2日)
- (輸出)ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成29年産りんご)を掲載しました(平成29年8月2日)
- (輸入)「旅客手荷物から発見された輸入禁止品の実績」を掲載しました(平成29年7月19日)
- (輸出)日本の一部地域でミカンコミバエ種群が誘殺されたことに伴い、韓国の植物検疫条件が変更されました(平成29年7月17日)
- (輸出)ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成29年産なし)を掲載しました(平成29年6月15日)
- (輸出)各国の輸入規則等詳細情報にユーラシア経済同盟(加盟国：アルメニア、カザフスタン、キルギス、ベラルーシ及びロシア)の情報を追加しました(平成29年6月15日)
- (輸入)指定生産地で生産する方式を適用した米国カリフォルニア州産さくらんぼ生果実の日本向け輸出の停止について(平成29年5月22日)
- (輸出)各国の輸入規則等詳細情報のうち、ペルーの情報を更新しました(平成29年5月19日)
- 情報誌「植物防疫所病害虫情報No.111」を掲載しました(平成29年5月10日)
- (輸出)各国の輸入規則等詳細情報のうち、大韓民国の情報を更新しました(平成29年5月9日)
- (輸出)台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成29年産もも・すもも)を掲載しました(平成29年5月2日)
- (輸出)タイ王国向け農作物(4品目)の輸出にかかる現地輸入許可証の発給再開について(平成29年4月25日)